

様式第 2 号（第 5 条関係）

平成 26 年 3 月 10 日

政 務 調 査 報 告

栗山町議会議長 鶴川 和彦様

栗山町議会議員 大平 逸男

このたび、政務調査のため出張しましたので次の通り報告いたします。



日 時	平成 26 年 3 月 1 日
視 察 先	東京都
調査項目	議員の発言について
講 師	広瀬 和彦 全国市議会議長会法制参事
講演内容	1. 議員の発言 1 一般質問とは 議員が特定の議案とは関係なく当該団体の行政事務一般について、原則として、口頭で執行機関の見解を求めることである。 一般質問の 3 つ機能、 1) 当該団体の事務全般を対象に聞く事 2) 臨時会では付議事件を集中して審議するため認められない。 3) 当該団体の事務についての疑問点と事故の意見を述べることができる。 2 質問通告 質問通告の必要性 1) 質問者の数の調整 2) 質問者の順序の調整 3) 行政機関の答弁の準備 質問通告書に関する留意事項 1) 詳細に記載すること 2) 議運で提出期限を決定すること。 2) 傍聴人に配布することが適当である 4) 質問通告事項をすべて質問する義務はない 運用として降壇する前に一定の発言をすることが望ましい 3 質問・質疑における事前聞き取り 質問と答弁がかみ合わないことがないように事前の聞き取りを行う必要はある。事前に答弁があっても議場で答弁を求める。(傍聴者が理解) 4 質問の方法。回数 一問一答の必要性 5 質問・再質問の範囲 質問は、当該団体の一般事務について行うものであり、国会、地方議会の分担があることに留意。一部事務組合・第三セクターについても考慮。また、長の個人的見解、議長に対する質問、議会事務局町に対する質問はできない。

6 質問時間

時間の制限は、発言希望の議員に公平に発言を許可するためにはやむを得ない。持ち時間は、発言できる最大限の時間で全部使う義務はない。

7 無通告による質疑

通告による質疑が終了した時は無通告による質問ができるが、認めると議運での決定の意義が薄れる。

8 重複質問

複数の議員が同一事項を取り上げることは本来おかしい。議運で調整するか、執行機関の答弁を簡単にしてもらう。

9 質問における要望

議会は執行機関に対する要望団体ではない。

10 質問における資料要求

言論の府であることから、口頭による質問・答弁が原則

11 議場への携行品の持ち込み

本会議場・委員会室へのパソコン・タブレット・説明用スクリーン・パネルなどの持ち込みが認められる議会が増加

2 質疑

1 質疑とは

議題となった案件についての疑問点を提出者に聞くこと

注意事項

- 1) 議長が案件を議題とすることが必要
- 2) 発言の範囲は議題となった案件に限る
- 2) 議題となった案件の問題点の解明に限る
- 4) 原則として提出者に対して疑問点をただすもの

2 質問と質疑の相違

質問 当該団体の事務全般を対象とし、疑問点と自己の意見を述べることができる。原則定例会のみ。

質疑 議題となった案件が対象で疑問点だけしか述べることができない。
定例会・臨時会を問わず可能

3 委員会付託前の質疑と委員長報告後の質疑

委員会付託前の質疑

提案説明後に議員が議案の内容に対し質疑を行うこと。

委員長報告に対する質疑

委員会での審査の経過および結果の報告について議員が委員長に対して行う質疑で、質疑を蒸し返すことはできない。

3 発言の取り消し及び訂正

1) 範囲

基準はない。申し出者と議長の判断が異なる場合勧告後申し出の受け取りを拒否することもある。

2) 手続き

発言の訂正は議長の許可、取り消しは議会の許可が必要。

3) 発言取り消しの方法

ア) 発言者自身

イ) 議長の秩序維持権による取り消し命令または取り消し留保の先刻

ウ) 他の議員による発言取り消しを要求する動議

4 発言の取り消し及び訂正が可能な期間

会期独立の原則により当該発言が行われた会期中。

5 当該発言に対する議員の責任

発言を取り消しても責任は消滅しない。

6 議会録の関係

取り消しが議会において許可されても会議録原本には掲載されるが、配布用議会録には掲載しない。

4 発言の責任

1 発言自由の原則

議員は発言自由の原則が認められている。しかし、議員の発言は住民を代表するものとして行うため、その内容に責任を持つ必要はある。

2 発言に対する責任

国会議員のような免責特権はなく国家賠償法1条1項が適用

日 時	平成 26 年 3 月 2 日
研修先	東京都
講演内容	議員定数問題の本質とは
講 師	広瀬 和彦 全国市議会議長会法制参事
講演内容	議員の定数は、地方自治法で人口により上限が定められていた。地方自治法の一部改正が平成 23 年 8 月になされ、同年 8 月 1 日施行では、上限が外され、市町村の議員の定数は、条例で定める事になった。これは、議会制度の自由度を高め、議会機能を充実・強化させる見地から考えられた。 定数を考えるに当たっての要件 1. 議会全体としての能率的な運営 2. 多数の住民が推す優れた人材の選出 3. 地方公共団体の組織全体との均衡 4. 議会の権能を発揮できる組織体 ① 議事機関としての権能 十分な議事運営 ② 立法機関としての権能発揮 専門的な人員で素早く ③ 監視機関としての権能発揮 多くの議員で 定数を考えるにあたっての留意点 1 歳出に占める議会費の割合 2 定数減少にかかる監視機能への影響 3 面積及び人口にかかる多様な住民意見の議会への反映の可否 議員定数の基準 1 常任委員会数方式 2 人口比例方式 3 住民自治協議会方式（小学校校区方式） 4 議会費固定方式 5 類似町村との比較方式
考察	2 日間の講演でしたが、あらためて会議規則の重要性を認識しました。また、本議会では、3 月定例会で議員の定数と報酬に関する審議の結審を迎えており参考になる講演でした。